

米沢市建設工事条件付き一般競争入札（事前審査型）実施要領

平成28年11月30日 策定

最終改正：令和8年3月1日

（趣旨）

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）及び米沢市契約規則（昭和53年米沢市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、条件付き一般競争入札とは、施行令第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札をいう。

（対象）

第3条 条件付き一般競争入札の対象となる工事は、1件の設計金額が3億円以上で米沢市建設工事共同企業体実施要綱（昭和59年3月28日告示第23号）を適用する工事とする。

（入札の公告等）

第4条 市長は、条件付き一般競争入札を実施するときは、規則第15条の規定に基づき公告するとともに、その周知を図るものとする。

（入札参加者の資格）

第5条 条件付き一般競争入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の建設業の許可（以下「建設業の許可」という。）のうち、当該工事に該当する業種の許可を受けていること。
- (3) 規則第23条第2項に規定する指名競争入札参加者登録簿に登録されている者であること。
- (4) 米沢市建設工事等指名停止規程（平成6年米沢市告示第66号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 米沢市建設工事請負契約約款第50条第1項第11号の規定に該当しない者であること。
- (7) 電子入札システム（規則第2条第1項第11号に規定する電子入札システムをいう。以下同じ。）による入札を行う案件（以下「電子入札案件」という。）の場合は、米沢市電子入札運用基準（令和8年3月1日施行。以下「運用基準」という。）第4条第1項の規定に基づき電子入札システムによる利用者登録を行っている者又は運用基準第6条に規定する紙入

札参加者であること。

(8) その他当該工事ごとに定める条件を満たしていること。

(一般競争入札参加願書等の提出)

第6条 条件付き一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加願書（米沢市規則様式第2号。以下「願書」という。）及び必要書類を所定の期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、条件付き一般競争入札の電子入札案件に参加を希望する者は、規則第16条第2項の規定による申請を所定の日時までに行い、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(入札参加資格の確認)

第7条 契約担当者は、前条により願書及び必要書類の提出があった場合は、入札参加資格の内容について確認を行うものとする。

2 市長は、入札参加資格の確認結果について米沢市建設工事等競争入札参加者審査会に諮り、願書の提出があった者に対して結果を電子入札システム又は書面（別記様式第1号又は別記様式第2号）により通知するものとする。

3 前項の確認の結果、入札参加資格がないと認められた者に対しては、その理由を付さなければならない。

4 入札参加資格がないと認められた者は、所定の期日までに、市長に対して入札参加資格がないと認めた理由について、電子入札システム又は書面（別記様式第3号）により説明を求めることができる。

5 市長は、前項の規定により説明を求めた者に対し、電子入札システム又は書面により回答するものとする。

(設計図書等の閲覧及び配付)

第8条 市長は、当該工事に係る設計図書等（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供するものとする。ただし、必要と認めるときは、別に指示する方法により配付することができる。

2 入札参加資格があると認められた者は、設計図書等に関し質問があるときは、所定の期日までに設計図書に関する質問書を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の質問書を受理したときは、質問者に設計図書に関する回答書により回答するものとする。

(入札の執行)

第9条 入札に参加しようとする者は、入札の執行に先立ち、入札参加資格があると認められた旨の通知書又はその写しを係員に提示しなければならない。ただし、電子入札若しくは郵送入札案件に係る入札参加者の場合又はインターネットを利用して市が保有する公有財産及び物品を売却する入札の場合においては、この限りでない。

(入札の無効)

第10条 入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札に関する条

件に違反した入札は、無効とする。

(入札者が1者の場合の取扱い)

第11条 入札者が1者となった場合は、その1者の入札は有効とする。

(入札保証金及び契約保証金)

第12条 入札保証金及び契約保証金は、規則第5条から第6条までの規定による。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行し、施行の日以降に公告する条件付き一般競争入札について適用する。

様

米沢市長



入札参加資格確認通知書

入札参加願書提出のあった下記工事に係る条件付き一般競争入札（事前審査型）の参加資格について、下記のとおり確認したので通知いたします。

1 公告日 年 月 日

2 工事名

3 参加資格の有無 参加資格 有り

4 入札執行の日時及び場所

日 時 年 月 日（ ） 時 分

場 所

5 入札について

- (1) 設計図書等を熟覧のうえ遺漏のないように参加してください。
- (2) 入札時において本入札参加資格確認通知書又はその写しを持参してください。
- (3) 本入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延長し、若しくは中止することがありますのでご承知ください。

記 号 第 号
 年 月 日

様

米沢市長



入札参加資格確認通知書

入札参加願書提出のあった下記工事に係る条件付き一般競争入札（事前審査型）の参加資格について、下記のとおり確認したので通知いたします。

- 1 公告日 年 月 日

- 2 工事名

- 3 参加資格の有無 参加資格 無し

- 4 参加資格が無いと認めた理由

注) なお、理由について疑義がある場合は、書面により説明を求めることができます。

年 月 日

米沢市長 様

（申請者）

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

米沢市条件付き一般競争入札参加資格確認通知書に対する説明請求書

年 月 日付 第 号で通知のあった下記工事に係る入札参加資格
確認通知書の内容について説明を求めます。

記

公 告 日	
工 事 名	
工 事 場 所	
疑義の内容	